

平成16年第4回竜王町議会定例会

平成16年12月6日

午後1時00開会

於 議 場

1 議 事 日 程.

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議第57号 竜王町収入役事務兼掌条例 |
| 日程第4 | 議第58号 竜王町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議第59号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議第60号 竜王町課設置条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議第61号 竜王町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議第62号 竜王町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議第63号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第10 | 議第64号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議第65号 平成16年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議第66号 平成16年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議第67号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議第68号 平成16年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議第69号 平成16年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議第70号 平成15年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 議第71号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 議第72号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について |

日程第19	議第73号	平成15年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議第74号	平成15年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議第75号	平成15年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	議第76号	平成15年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	議第77号	平成15年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	議第78号	日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事を共同設置する地方公共団体の数の減少および規約の変更について
日程第25	議第79号	東近江行政組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
日程第26	議第80号	滋賀県町村土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて
日程第27	議第81号	滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第28	議第82号	滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第29	議第83号	滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第30	議第84号	滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更に関する協議について
日程第31	議第85号	滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更に関する協議について
日程第32	議第86号	滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更に関する協議について
日程第33	議第87号	八日市衛生プラント組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務等の規約の変更について

- 日程第34 議第88号 中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務等の規約の変更について
- 日程第35 議第89号 布引斎苑組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務等の規約の変更について

2 会議に出席した議員（14名）

1番 中島正己	2番 山田義明
3番 中村義彦	4番 近藤重男
5番 辻川芳治	6番 寺島健一
7番 圖司重夫	8番 竹山兵司
9番 岡山富男	10番 西 隆
11番 川嶋哲也	12番 若井敏子
13番 勝見幸弘	14番 村井幸夫

3 会議に欠席した議員（なし）

4 会議録署名議員

7番 圖司重夫	8番 竹山兵司
---------	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長 山口喜代治	代表監査委員 小林徳男
助役 勝見久男	収入役職務代理者 山添登代一
教育長 岩井實成	事務吏員 林吉孝
企画主監兼 佐橋武司	総務主監 池田純一
企画財政課長	住民福祉主監 北川治郎
産業建設主監 松尾 勲	総務課長 青木 進
税務課長 杼木博子	生活安全課長 三井せつ子
住民福祉課長 西村喜代美	農業振興課長 小西久次
商工観光課長 川部治夫	兼農業委員会事務局長
上下水道課長 松村佐吉	建設計画課長 村地半治郎
学務課長 松浦つや子	教育次長 竹山喜美枝
	生涯学習課長

6 職務のため議場に出席した者

主監兼議会事務局長 三崎和男	書記 古株治美
----------------	---------

開会 午後 1時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、14人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成16年第4回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることといたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。

平成16年第4回定例会を招集いたしましたことにより、一言ごあいさつを申し上げます。

12月に入り、大変何かと気ぜわしいきょうこのごろとなってまいりました。議員各位には、日ごろから町政推進万般にわたり、格段の深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、大変ご繁忙のところ、全員ご出席のもとに開会できますことをここに深く感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

本日、提案をさせていただきます案件は、竜王町収入役事務兼掌条例を初め、条例改正が6件、一般会計補正予算第5号が1件、なお特別会計補正予算6件、一般会計および特別会計決算認定が8件、社会教育主事の共同設置に関する規約の変更、東近江行政組合の規約の変更、滋賀県町村土地開発公社の定款の変更ならびに滋賀県市町村職員退職手当組規約の変更3件、滋賀県市町村議会議員の公務災害補償等組規約の一部変更が3件、八日市衛生プラント組合、中部清掃組合、布引斎苑組合等々、規約改正が3件であり、合計33件を提案させていただく予定でございますので、議員各位の慎重なご審議をいただき、可決、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、去る11月26日、政府与党は基本方針2004に基づき、地方案を真摯に受けとめ、平成18年度までの三位一体の改革の全体像について合意をしたと報道されましたが、交付税の削減、補助金の廃止であり、税源移譲については地方団体には不透明で納得のできない点も多くあります。

地方自治体も大変厳しい財政の状況は申すまでもありませんが、このようなことを踏まえて、町内から自律推進に取り組み、住民皆さんと一体となり、改革、改善に取り組んでまいります。

また、去る10月により取り組んでまいりました住民皆様方の懇談会を通じまして、数多い貴重なご意見を承ってまいりました。このご意見を全町集約させて

いただき、皆さん方にご報告を申し上げるとともに、町政に反映をさせていただきたいと考えておるところでもございます。

私も当初より提唱しております「若者が竜王町に定住してもらえるまちづくり」の基盤整備が最大の課題であります。このことにより、第4次総合計画をもとに竜王町の将来像の青写真を作成するよう先日、幹部会で指示をいたしましたので、議員の皆さん方のさらなるご指導をお願い申し上げ、開会に当たりますので、ごあいさつとさせていただきます。

大変ご苦労さまでございます。

○議長（村井幸夫） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書、ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（村井幸夫）** それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、7番 圖司重夫議員、8番 竹山兵司議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（村井幸夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議第57号 竜王町収入役事務兼掌条例**

**日程第4 議第58号 竜王町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例**

|       |       |                                                                    |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 日程第5  | 議第59号 | 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例                            |
| 日程第6  | 議第60号 | 竜王町課設置条例等の一部を改正する条例                                                |
| 日程第7  | 議第61号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例                                                   |
| 日程第8  | 議第62号 | 竜王町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例                                |
| 日程第9  | 議第63号 | 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第5号）                                             |
| 日程第10 | 議第64号 | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）                               |
| 日程第11 | 議第65号 | 平成16年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）                                     |
| 日程第12 | 議第66号 | 平成16年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）                                       |
| 日程第13 | 議第67号 | 平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）                                        |
| 日程第14 | 議第68号 | 平成16年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）                                         |
| 日程第15 | 議第69号 | 平成16年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議第70号 | 平成15年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について                                          |
| 日程第17 | 議第71号 | 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について                            |
| 日程第18 | 議第72号 | 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について                            |
| 日程第19 | 議第73号 | 平成15年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について                                  |
| 日程第20 | 議第74号 | 平成15年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について                                    |
| 日程第21 | 議第75号 | 平成15年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                                     |
| 日程第22 | 議第76号 | 平成15年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                                      |
| 日程第23 | 議第77号 | 平成15年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、                                        |

- 五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置  
特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議第78号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町お  
よび永源寺町教育委員会社会教育主事を共同設置する地方  
公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第25 議第79号 東近江行政組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同  
処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議につき議  
決を求めることについて
- 日程第26 議第80号 滋賀県町村土地開発公社定款の変更につき議決を求めるこ  
とについて
- 日程第27 議第81号 滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第28 議第82号 滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第29 議第83号 滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第30 議第84号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更  
に関する協議について
- 日程第31 議第85号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方  
公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補  
償等組合格約の一部変更に関する協議について
- 日程第32 議第86号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方  
公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補  
償等組合格約の一部変更に関する協議について
- 日程第33 議第87号 八日市衛生プラント組合を組織する地方公共団体の数の減  
少、共同処理する事務等の規約の変更について
- 日程第34 議第88号 中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処  
理する事務等の規約の変更について
- 日程第35 議第89号 布引斎苑組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処  
理する事務等の規約の変更について

○議長（村井幸夫） 日程第3、議第57号から、日程第35、議第89号までの33議案、  
一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、一括上程いただきました議第57号から議第89号



までの33議案につきまして、順を追って、提案理由を申し上げます。

まず、議第57号から議第69号までの13議案につきまして提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議第57号につきまして、提案理由を申し上げます。

ご高承のとおり、国や地方の厳しい財政状況の中、本町におきましては当面は市町村合併に頼らない個性あふれるたくましいまちづくりを進めているところでもあります。

そうした中で地方自治法第168条第2項に町村には収入役を置くことが定められており、収入役を設置して現金出納をつかさどる執行機関として会計事務を処理しているところではありますが、今日の非常に厳しい財政状況から、行政運営に係る執行機関の簡素化による財政の効率化を図るため、地方自治法第168条第2項ただし書きの規定により、助役をして収入役の事務を兼掌するもので、竜王町収入役事務兼掌条例の制定を提案するものであります。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議第58号 竜王町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましては、議第57号の竜王町収入役事務兼掌条例提案に伴い、条文中の収入役を削り、改正するものでございます。

次に、議第59号 竜王町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これも議第57号の竜王町収入役事務兼掌条例提案に伴い、条文の中の収入役を削り、別表を改めるものでございます。

次に、議第60号につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、竜王町行財政改革推進委員会からの中間答申を受け、自律推進への大きな4つの柱を掲げ、総力を挙げてその取り組みを進めているところでもあります。その1つの柱であります行政改革の中の1つに施策組織の再編があります。組織の再編については、自律推進委員会の中の庁内プロジェクトチームにおいて研究・検討を重ね、さらに自律推進委員会において検討をし、各所属においても議論を重ね、最終政策推進会議において組織再編をまとめました。

組織再編について改革の視点は、次のとおりであります。

1つ目に、住民にとってわかりやすい組織となるようにすることと、各課に分かれている窓口を可能な限り一元化し、ワンストップサービスの向上に努めることとあります。

2つ目に、従来の縦型組織から脱却し、職員が幅広く柔軟に対応できるよう組織の底辺を広げた横型組織へと移行し、そのためこれまでの少人数の課や係をなくし、業務の分担を見直し、組織のフラット化を図ることであります。

3つ目に、政策推進課を創設し、トータル的に政策立案ができる環境を整えることであります。

4つ目に、きょうの最重要課題でもある少子化対策を進めるため、子育て支援係を創設し、福祉部門と教育部門の連携を図ることであります。

5つ目に、組織の再編による課の統廃合により、一層効率的な行政システム構築に努め、積極的な歳出の抑制を図る。

以上のことを視点に置き、教育委員会等の部局を合わせますと、現行11課1局1室40係を9課1局1室28係とするため、竜王町課設置条例等の一部を改正する条例を提案するものであり、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、第2条から第8条につきましては、竜王町課設置条例の一部を改正するため、関係する課の変更を行うものであります。

次に、議第61号 竜王町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本一部改正条例は、平成16年度税制改正により地方税法等が改正されたことに伴います竜王町税条例の一部改正でございます。

主な改正内容を申し上げます。

第31条は、町民税の均等割りの対象となります法人等に防災街区整備事業組合を追加するものでございますが、県内の該当法人はございません。

第34条の2は、所得控除の定めでございますが、納税義務者が65歳以上の場合の老年者控除の廃止でございます。

第51条は町民税の減免規定でございますが、政党または政治団体につきましては地方税法の一部改正によりまして、非課税の範囲に定められましたので減免規定から削除するものでございます。

第54条は固定資産税の納税義務者の定めでございますが、非課税の範囲に合併特例区を加えるものでございます。

付則で町民税の経過措置としまして、老年者控除の廃止は平成18年度の町民税から適用することを定めております。

以上、誠に簡単でございますが、よろしくご審議いただきますようお願いをい

たします。

次に、議第62号 竜王町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第6条賦課対象区域の決定等において、一部文言が不明瞭な誤解を招く恐れのある部分および下水道の供用開始を速やかに行う上で不都合な部分が発見されたことにより、同条例の一部を改正いたしたいものでございます。

第6条におきましては、賦課対象区域の決定、およびこの区域の公告を規定したものでありますが、文言を「毎年度の当初に当該年度内に事業を実施することを予定し、かつ負担金を賦課しようとする区域を定め、これを公告しなければならない」としておりましたことにより、施行区域も公告するという誤解を与えるような文言となっていましたことと、当初の予定より工事区域が拡大することがありますことから、工事完了後速やかに供用の開始を行う上では、年度当初にかかわらず賦課対象区域の決定および公告を行った方が環境上からも望ましいと考えることにより、今般第6条を「町長は負担金を賦課しようとするときは、賦課対象区域を定め、これを公告しなければならない」と改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

次に、議第63号 平成16年度竜王町一般会計補正予算（第5号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第4号までの予算額が52億8,780万円でございます。今回総額の歳入歳出それぞれ7,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,200万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、生活交通路線維持費補助金、既存施設活用介護施設等整備事業費補助金、福祉医療扶助費、保育所運営費、八日市衛生プラントや中部清掃組合への負担金、トレーサビリティシステム導入に係る補助金など、事業の進捗によります実績の増減見込みならびに補助金確定による予算調整、農林公園施設用地補償費の増額、NHK大河ドラマ「義経」の放送に伴い、当町に縁のある義経を生かした観光活性化のための写真パネル印刷等の増額、自律のまちづくりを目指す本町のまちづくりに係る青写真づくりのため都市計画調査事務委託料の増額、および人件費の減額などがございます。

また、債務負担行為補正につきましては、小規模企業者小口簡易資金に係る補

償債務について960万円の範囲内での損失補償をするための債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

地方債につきまして、重度心身障害施設「くすのき」の施設整備に伴う起債の追加、ならびに町民税等減税補てん債、臨時財政対策債に係る借り入れ額の確定に伴う限度額の変更でございます。

次に、議第64号 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が7億900万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ7,412万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,312万3,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、退職被保険者数の増加と高額医療給付の増加に伴う医療費の増額、さらには老人保健拠出金の確定に伴う医療費拠出金の増額および事務費拠出金の減額、介護納付金の確定に伴う減額でございます。

歳入につきましては、保険給付費に見合う社会保険診療報酬支払基金のルール分と過年度繰越金により充当補正するものでございます。

次に、議第65号 平成16年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第2号までの予算額が9億2,450万8,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ276万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,726万8,000円といたしたいものでございます。

今回の補正の主なものとしたしましては、医療費支給費の内訳ですが、重度心身障害老人の高額医療費の補正であります。福祉医療費助成制度の中で対応しておりましたが、平成14年10月の老人保健法が改正されたことにより、老人保健法の医療費から支払うことが県の指導で明確となったため、今回、老人保健医療事業会計から福祉医療費への振りかえ支出を行うものでございます。

歳入につきましては、支出に伴います支払基金国・県支出金のそれぞれの持ち分を収入補正をするものでございます。

次に、議第66号 平成16年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が6,770万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ222万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,547万8,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算としましては、児童・生徒数等の変動による給食費負担金の減少に伴う給食事業費の減額でございます。

歳入につきましては、給食費負担金の減額、繰越金の増額でございます。

次に、議第67号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が8億8,800万円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ295万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,504万7,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算は、繰越金等の確定による歳入調整および工事執行による歳出の調整等によるものでございます。

次に、議第68号 平成16年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算額が4億700万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ5,458万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,158万5,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、介護保険の認定者数の増加に伴います介護サービス利用者の増加で、特に通所介護や施設入所者の増加による保険給付費の増額補正および過年度精査によります調整交付金の返還金の補正でございます。

歳入につきましては、保険給付費に見合う国・県支払基金等のルール分の補正でございます。

次に、議第69号 平成16年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算額が363万6,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ368万4,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、社会教育主事の会議等への出張の増加に伴う旅費の増額でございます。

歳入につきましては、繰越金の充当をするものでございます。

以上、議第57号から議第69号までの13議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第63号および議第67号につきましては、詳細につき

ましては担当より説明させますので、よろしくご審議賜り、ご承認いただきま  
すようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（村井幸夫） 佐橋企画主監。

○企画主監（佐橋武司） ただいま町長から平成16年度竜王町一般会計補正予算  
（第5号）について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその  
内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明をさせていただきます。

平成16年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めをいただいております補正予  
算第4号までの予算額が52億8,780万円で、今回、補正予算第5号として歳入歳  
出それぞれ7,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億  
6,200万円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では普通交付税の額の確  
定により、1,250万9,000円の増額、保育料算定の決定に伴い、保育所運営費の  
本人負担金が29万6,000円の増額、同国庫負担金が383万9,000円の増額、同県負  
担金が191万9,000円の増額、同広域入所受託運営費負担金が428万4,000円の増  
額、橋本地先において開所予定のふれあいグループホーム整備に伴う既存施設  
活用介護施設等整備事業費補助金500万円の増額、竜王カントリーエレベーター  
でのデータベース管理のためのトレーサビリティシステム導入促進対策事業費  
補助金1,650万円の増額、文化財確認調査事業に伴う緊急雇用創出特別対策事業  
補助金397万2,000円の増額、会社創立50周年を記念して積水樹脂株式会社マイ  
カー委員会様からいただきました寄付金100万円の増額、前年度繰越金が1,624  
万6,000円の増額、特別型国営事業計画償還助成事業の拡充により地区指定され  
たことに伴い、国営日野川地区土地改良事業助成金880万8,000円の減額と特別  
型国営事業助成金892万9,000円の増額、2市7町で管理運営を行ってきた重度  
心身障害者施設「くすのき」の老朽化による建てかえに係る地方債300万円の増  
額、借入額確定による町民税等減税補てん債が210万円の増額、臨時財政対策債  
が470万円の減額などとなっております。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、P T A等から要望のございます  
交通安全施設の防護策設置工事に99万円、県とともに赤字バス路線を維持する  
ための生活交通路線維持費補助金441万5,000円のそれぞれ増額、身体障害者の  
日常生活用具に対する扶助費163万円、補装具に対する扶助費193万円、居宅生  
活における支援費343万7,000円のそれぞれ増額、痴呆性高齢者グループホーム  
整備に伴う既存施設活用介護施設等整備事業費補助金1,000万円、障害老人等障

害者の受診件数の増加に伴う福祉医療扶助費が636万円の増額、介護給付費の増加による介護保険特別会計繰出金540万円の増額、保育所入所数の増加による保育所運営費が826万3,000円の増額、広域運営の八日市衛生プラント組合負担金328万3,000円、中部清掃組合負担金224万7,000円の、それぞれ減額、トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金1,650万円、山之上農林公園施設用地補償費3,072万9,000円の、それぞれ増額、農村総合整備事業における事業費の組みかえにより、農道整備工事が220万4,000円の減額、計画変更業務負担金が100万4,000円の増額、水道移転補償費が120万円の増額、竜王町が進めております着地型旅行観光活性化プロジェクト事業としてNHK大河ドラマ「義経」展、観光ポスターなどの印刷製本費219万7,000円、まちづくりの指針のための都市計画調査業務委託料330万円の、それぞれ増額、竜王小学校雨漏れによる屋上防水工事250万円、緊急雇用対策による文化財確認調査業務委託料414万8,000円、図書館の図書充実に100万円の、それぞれ増額、職員の産休・病気休暇による教育委員会における臨時職員賃金が453万円の増額、人件費3,891万2,000円の減額などがございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、小規模企業者小口簡易資金に係る補償債務について、限度額を320万円増額し、960万円の範囲内での損失補償の変更をお願いするものでございます。

次に、地方債につきましては、重度心身障害者施設「くすのき」建設に係る施設整備事業債を300万円の新規追加、借入額確定による町民税等減税補てん債を210万円の増額、臨時財政対策債470万円の減額について、限度額の補正をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、平成16年度竜王町一般会計補正予算（第5号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 松村上下水道課長。

**○上下水道課長（松村佐吉）** 引き続きまして、議第67号 平成16年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明を申し上げます。

一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書47ページからの下水道特別会計補正予算第1号の事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

補正前の予算総額は、歳入歳出それぞれ8億8,800万円で、今回、総額に295万

3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億8,504万7,000円とさせていただきます。

まず、歳入の関係でございますが、48ページの公共下水道受益者分担金473万7,000円の減額、これにつきましては管修繕第2期工事中の地区においての公共下水道への接続を再検討の結果、第2期工事完了後としたことによるための減額でございます。

次に、繰越金の確定によります3,746万5,000円の増額、次に、諸収入の雑入でございますが、418万1,000円の減額、これにつきましては15年度予算3月にも消費税の修正計算によります3月補正をお願いを申し上げましたが、同じく16年度予算消費税還付金についても消費税計算の修正が必要となったことから消費税の還付金の減額でございます。

次に、町債でございますが、先に説明を申し上げましたとおり繰越金の関係により3,150万円の減額をするものでございます。

次に、49ページの歳出の関係でございますが、共済費の掛け金率の変更などからによる人件費の見直しから農業集落排水事業費施設管理費の給料1万8,000円の減額と共済費3万1,000円の減額。

次に、公共下水道事業費施設管理費の職員手当費の不足から7万5,000円の増額。

次に、さきの共済の関係によりましての共済費4,000円の増額。

次に、管渠築造費の共済費につきましても1万7,000円の増額。

続きまして、工法再検討から水道管の布設替えが不要となったことおよび工事の進捗を図る上で工事請負費に476万3,000円の増額、補償補てんおよび賠償費を476万3,000円の減額をするものでございます。

次に、議案書の27ページ、第2条の地方債の関係でございますが、30ページの第2表地方債の限度額を公共下水道事業につきまして3,150万円の減額をし、1億650万円とさせていただきます。

以上、下水道事業特別会計の補正予算第1号の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（村井幸夫）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きまして、議第70号から議第77号までの8議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第70号から議第77号までの8議案、平成15年度竜王町一般会計および特別会



計の歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月8日から6日間にわたり、町監査委員さんによる決算審査を終えていただきましたので、同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第70号から議第77号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第70号から議第77号までの8議案の詳細につきましては、収入役職務代理者から説明をさせますので、よろしくご審議賜りご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

**○議長（村井幸夫）** 山添収入役職務代理者事務吏員。

**○収入役職務代理者事務吏員（山添登代一）** それでは、議第70号から議第77号までの8議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成15年度一般会計ならびに各特別会計のそれぞれの決算につきまして、地方自治法第233条第1項および地方自治法施行令第166条ならびに同施行規則第16条および第16条の2の規定により、調整いたしました決算概要につきまして説明申し上げます。

まず、お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心にして説明を申し上げたいと思います。

決算報告書の2ページでございます。

一般会計の決算額は歳入総額が58億8,768万8,493円で、歳出総額が56億7,491万8,602円となり、歳入歳出差引額は2億1,276万9,891円でございます。

このうち、平成16年度に繰り越ししました事業費に要する財源1,360万円を差し引きしますと、実質収支は1億9,916万9,891円の実質黒字となります。ここから平成14年度の実質収支額を差し引きしますと、単年度収支は3,925万1,766円の赤字ということになります。

さらに、財政調整基金積立金9,999万3,125円を調整いたしますと、実質単年度収支は6,074万1,359円の黒字ということになります。

次に、決算報告書の2ページの続きと72ページ以降の円グラフにより決算収支の状況につきましてご説明申し上げます。

平成15年度の歳入歳出の款別ならびに性質別構成状況を図示いたしますと、円グラフのようになります。

まず、歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が65.2%、依存財源が34.8%となり、全体に占める自主財源の割合は依存財源を30.4%以上上回って

おります。

また、自主財源比率の前年度比較では、2.3ポイントの減少となっております。これは自主財源であります町税が26億5,481万6,000円で前年度に比べ3.5%の減少となり、繰越金が5億1,429万7,000円で、前年度に比べ11.2%の減、諸収入が2億4,864万1,000円で、前年度に比べ33%の減少をし、自主財源全体では前年度に比べ5%の減少となりました。

一方、依存財源では地方交付税が4億8,103万円と前年度に比べ8.2%の減少をしたものの、国庫支出金が2億1,134万8,000円で前年度に比べ66.8%の増、町債が7億5,050万円と前年度に比べ16.3%の増となり、依存財源全体で前年度に比べ5.3%の増加となったことによるものでございます。

次に、歳入の科目別構成費の状況を見ますと、町税が45.1%と高い数値を示しておりますが、前年度に比べますと0.8ポイント減少しております。これは、法人町民税が前年度に比べまして増加したものの、固定資産税の評価替えで前年度に比べ6.5%減少したことが主なものでございます。

次に、町債が12.7%と前年度に比べ1.9ポイント増加しております。これは臨時財政対策債の含める割合の増加と防災センターの建築による借入額の増加によるものでございます。

次に、繰越金が8.7%と前年度に比べ1ポイント減、地方交付税が8.2%と前年度に比べ0.6ポイント減少。

次に、繰入金が5.2%と前年度に比べ3.1ポイント増加しております。これは、減債基金の繰り入れや地域福祉基金と土地開発基金からの振替え運用による繰り入れが増加したものでございます。

次に、県支出金が4.6%と前年度に比べ0.6ポイント減、諸収入が4.2%と前年度に比べ2ポイント減、国庫支出金が3.6%と前年度に比べ1.5ポイント増加し、以下地方消費税交付金2.2%、地方特例交付金1.2%、分担金および負担金と使用料および手数料、ならびに地方譲与税が、それぞれ1%、自動車取得税交付金0.7%、ゴルフ場利用税交付金が0.4%、利子割交付税が0.2%の順となっております。

次に、歳出面において、これを目的別に見ますと、総務費が16.1%となっておりますが、これは道の駅「竜王かがみの里」の整備事業ならびに、自ら考え、自ら行うまちづくりの事業助成などに取り組んだものでございます。

次に、農林水産業費が14.6%となっておりますが、これは農林公園施設の管理、

国・県営日野川流域土地改良事業、農村総合整備事業などに取り組んだものでございます。

次に、民生費が13.7%となっておりますが、これは施設訓練等支援費、居宅生活支援費、生活支援ハウス運営委託、老人福祉施設整備事業などに取り組んだものでございます。

次に、公債費が12.5%となっておりますが、これは数年にわたる総合運動公園整備に係る措置期間が終わりまして、元金償還が始まったことによるものでございます。

次に、土木費が12%となっておりますが、これは総合運動公園管理や総合運動公園の園路整備などに取り組んだものでございます。

次に、教育費が10.8%となっておりますが、これは埋蔵文化財緊急発掘調査事業、炊飯棟調理機器備品、図書館図書整備などに取り組んできたものでございます。

以下、消防費が8%、衛生費が6.6%、諸支出金が1.8%、商工費1.5%、議会費1.3%、労働費1.1%の順となっております。

次に、円グラフの一番最後になりますが、これを性質別に見ますと普通建設事業費が24%となっております。主な建設事業につきましては、決算報告書の3ページに連記しておりますとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次いで、人件費が19.3%となり、前年度に比べ0.8ポイントの減少をしております。

次に、補助費等13.8%、以下、物件費が13.4%、公債費が12.5%、繰出金8.5%、補助費が6%の順となっております。

なお、詳細につきましては、決算報告書の3ページから9ページにかけて、歳入につきまして款別に順を追って説明をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

また、支出の詳細につきましては、決算報告書の10ページ以降と別冊でお手元にお届けしておりますB4版横長の資料でございますが、平成15年度主要施策の成果として予算品目の順に事務事業ごとに掲げておりますので、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、決算書の186ページから189ページにかけて、公有財産の土地および建物の15年度中の増減ならびに年度末現在高を、また190ページには出資金およ

び出捐金の年度末状況を、さらに191ページからは30万円以上の重要物品をあげております。

195ページには、基金の運用状況を上げておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、土地開発基金、用品等調達基金の運用状況につきましては、別冊で2枚つづりの調書をお届けいたしておりますのでご参照いただきますようお願いいたします。

以上、平成15年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第71号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算概要につきまして説明申し上げます。

決算報告書の52ページをごらんいただきたいと思います。

決算収支の状況は、歳入総額が7億6,096万2,382円、歳出総額が7億4,046万3,296円で、歳入歳出差引額は2,049万9,086円でございます。実質収支額も歳入歳出差引額と同額でございます。

ここから前年度の実質収支額を差し引きいたしますと、単年度収支は1,586万6,682円の黒字ということになりますが、基金の取崩し等調整いたしますと、実質単年度収支は7,095万2,639円の赤字ということになります。

歳出の主なものといたしましては、国民健康保険税が2億3,760万4,574円、国庫支出金が負担金と補助金を合わせまして2億8,312万1,885円、療養給付費交付金が9,761万4,239円、一般会計からの繰入金が3,664万8,000円と、国保財政調整基金からの繰入金8,686万9,000円が主なものでございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、保険給付費が3億8,455万4,642円で、老人保健拠出金が2億4,810万1,868円が主なものでございます。なお、国保の加入世帯数および被保険者数等につきましては、決算報告書の52ページに記載いたしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

また、決算書の223ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、国保事業勘定の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第72号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算概要につきまして、ご説明申し上げます。

決算報告書の56ページでございます。

医科の決算収支でございますが、歳入総額9,952万2,696円、歳出総額8,740万889円、歳入歳出差引額1,212万1,807円となります。実質収支額も同様でございます。

歳入の主なものといたしましては、診療収入の8,870万5,608円であります。歳出では、総務費の4,904万9,175円でありまして、人件費ならびに施設管理費でございます。

次に、医業費の決算額が3,631万1,378円で、医薬品ならびに医療用消耗器材費でございます。

以上が簡単ではございますが、医科の内容でございます。

次に、決算報告書の58ページでございますが、歯科の決算収支につきましてご説明申し上げます。

歳入総額が6,375万9,522円、歳出総額5,628万3,822円で、歳入歳出差引額747万5,700円でございます。このうち、平成16年度に繰り越しいたしました事業に要する財源231万円を差し引きしますと、実質収支は516万5,700円となります。

歳入の主なものは、医科と同様、診療収入の4,485万1,460円と、繰入金金の1,012万8,000円でございます。歳出では、総務費が4,527万8,881円で、人件費ならびに施設管理費などがございます。

なお、歯科診療所、歯科保健センター建築設計委託料231万円は、平成16年度に繰り越しをいたしております。

次いで、事業費の928万3,352円でございます。なお、決算書の251ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、国保施設勘定の決算概要の説明とさせていただきます。

続きまして、議第73号 平成15年度竜王町老人保健医療事業特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。

決算報告書では、60ページでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額8億6,302万6,436円、歳出総額が8億7,128万5,217円でございます。歳入歳出差引額は825万8,781円の歳入不足となり、翌年度の歳入を繰上充用したものでございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金が5億6,074万2,000円、これは社会保険診療報酬支払基金から入るものでございます。

次に、国庫支出金が2億174万9,693円、県支出金が4,938万8,352円、一般会計

からの繰入金が5,030万4,922円が主なものでございます。

歳出でございますが、そのほとんどが老人保健医療費の医療給付費でございます。総額が8億6,196万1,101円で、率にいたしまして決算総額の98.9%でございます。前年度に比べますと、11%の減となっております。受診件数につきましても2.7%の減となっているところでございます。

以上、老人保健医療事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第74号 平成15年度竜王町学校給食事業特別会計の決算概要につきまして説明申し上げます。

決算報告書は、62ページでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6,744万4,441円、歳出総額6,715万8,031円で、歳入歳出差引額は28万6,410円となります。

歳入でございますが、そのほとんどが給食費負担金でございます。決算額は6,713万2,412円、歳入総額の99.5%となっております。

次に、歳出でございますが、そのほとんどが給食材料費でございます。決算額が6,634万2,495円でございます。これもまた歳出総額の98.8%を占めておるものでございます。残りは、パンの包装・加工の委託料でございます。

前年度とほぼ同様の状況となっております。

以上、簡単でございますが、決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第75号 平成15年度竜王町下水道事業特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。

決算報告書では、63ページでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が9億2,299万7,721円、歳出総額が8億6,062万2,478円で、歳入歳出差引額は6,237万5,243円でございます。翌年度へ繰り越ししました事業に要する財源が決算書の285ページに記載をいたしておりますが、2,191万円でありますので、実質収支額は4,046万5,243円となります。

前年度の実質収支額を差し引きしますと、単年度収支は2,528万990円の黒字ということになります。

歳入の主なものにつきまして説明申し上げます。

使用料および手数料の決算額が1億1,044万8,192円で、国庫補助金が1億

4,210万円、これは特定環境保全公共下水道事業の国庫補助金でございます。

次に、一般会計からの繰入金が3億294万3,000円であります。

次に、町債の決算額は3億250万円となっております。

次に、歳出の主なものといたしまして、農業集落排水事業費の決算額が1,282万5,500円で、殿村、山中処理施設の維持管理経費であります。

次に、公共下水道事業の決算額が4億5,475万6,741円であります。大きいものは、管渠築造費でございます。

なお、先ほど申し上げましたように、平成16年度へ1億3,231万円の事業繰り越しをいたしております。

次に、公債費の決算額が3億9,304万237円でございます。

なお、決算書の286ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、下水道事業特別会計の決算概要を説明申し上げ、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第76号 平成15年度竜王町介護保険特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。

決算報告書の65ページでございます。

決算収支の状況でございますが、歳入決算額が4億4,164万9,948円、歳出決算額が4億1,656万1,458円で、歳入歳出差引額は2,508万8,490円でございます。

歳入の主なものといたしまして、介護保険料が7,175万5,490円、国庫支出金が1億194万2,621円、支払基金交付金が1億3,034万3,035円、県支出金が4,768万円、一般会計からの繰入金が5,452万2,648円が主なものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付金3億8,714万1,449円でございます。率にして、歳出総額の92.9%になるわけでございます。

詳細につきましては、決算報告書の65ページから70ページにかけまして記載をいたしております。また、決算書の310ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、介護保険特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第77号 平成15年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会教育主事共同設置特別会計の決算概要につきましてご説明申し上げます。

決算報告書の71ページでございます。

本会計は、平成14年度より平成17年度までの4年間、蒲生・神崎ブロック派遣社会教育主事の所在地事務局を輪番制で竜王町が担当をいたしております。あわせて共同設置特別会計も預かっているものでございます。

平成15年度決算額は、歳入総額が380万8,939円で、歳出総額が370万7円で、歳入歳出差引額は10万8,932円であります。

歳入の主なものは、分担金および負担金の357万5,000円でございます。これは、蒲生・神崎7町が負担しているものでございます。

歳出の主なものといたしましては、派遣社会教育主事の報償費と出張旅費でございます。

以上、簡単でございますが、共同設置の特別会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上、平成15年度の一般会計ならびに7つの特別会計、8議案につきまして決算概要をご説明申し上げたところでございます。

よろしくご審議いただきまして、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** この際、申し上げます。

ここで、午後2時30分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

**○議長（村井幸夫）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。

小林代表監査委員。

**○代表監査委員（小林徳男）** それでは、ご指名をいただきましたので、平成15年度決算審査の結果についてご報告をさせていただきます。

これにつきましては、去る11月24日付で町長あてに平成15年度竜王町歳入歳出決算ならびに竜王町土地開発基金等運用状況審査の意見書の提出についてという事で提出をさせていただいておるところでございますが、その控えに基づきましてご報告をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、審査の対象でございますが、平成15年度竜王町一般会計歳入歳出決算および関係書類をはじめといたしまして、20項目にわたりにまして審査をしたところでございます。

次に、審査の期日でございますが、一般会計につきましては7月8日をはじめ



としまして都合6日間、特別会計につきましては4日間、実施をさせていただきました。

次に、審査の方法でございますが、町長より審査に付されました平成15年度各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書につきまして、関係職員の説明を聴取しながら計数の正確性、および収入、支出の事務が法令に基づいて適正に処理されているかを確かめますとともに、関係諸帳簿および証拠書類と照合精査を行い、また予算の執行状況についての適否等についても慎重に審査を実施いたしましたところでございます。

次に、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計でございますが、平成15年度一般会計の歳入決算額は58億8,768万8,493円、歳出決算額は56億7,491万8,602円となりまして、歳入歳出差引残額は2億1,276万9,891円となりました。

これを前年度比較で見ますと、歳入につきましては9,900万1,019円の減少となり、歳出につきましては2億252万5,597円の増加となりまして、歳入減少歳出増加の結果となっております。

歳入につきましての前年比較では、国庫支出金、繰入金等が増加をいたしましたが、町税や地方交付税、財産収入ならびに諸収入が大幅に減少をいたしております。

また、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源1,360万円を差し引きしました実質収支額におきましては1億9,916万9,891円の黒字となっております。

一方、前年度の実質収支額2億3,842万1,657円を差し引きしました単年度収支額においては3,925万1,766円の赤字となっております、これに積立金ならびに積立金取崩額を調整しました実質単年度収支額におきましては6,074万1,359円の黒字決算となり、ひさかたぶりの黒字決算となっております。

次に、特別会計でございますが、平成15年度特別会計7会計につきましての決算額概要は、第2表に計上させていただいたとおりでございます。

歳入決算額は7会計合計で32億2,317万2,085円となりましたが、これは前年度に比較しまして276万2,889円の減少となりました。

歳出決算額につきましては、31億347万5,198円で、前年度に比較しまして2,443万8,573円の減少となり、歳入歳出とも昨年度に引き続いて減少をした結果となっております。

内訳につきましては、国民健康保険事業特別会計事業勘定および介護保険特別会計、ならびに教育委員会社会教育主事共同設置特別会計が前年度比較で、歳入歳出とも増加しておりますが、これ以外の特別会計については減少をいたしております。中でも老人保健医療事業特別会計および下水道事業特別会計、ならびに国民健康保険事業特別会計の施設勘定医科につきましては、金額、率とも大きく減少した結果となっております。

3ページの後半、4ページに各会計の明細を上げさせていただきました。

次に、一般会計について、もう少し詳しく申し上げたいと思います。

まず財政状況でございますが、平成15年度の財政状況は、歳入総額から歳出総額を差し引きしました形式収支で2億1,277万円となりました。平成16年度に繰り越しました事業財源1,360万円を差し引きいたしますと、1億9,917万円の黒字となっております。これを前年度と比較いたしますと、3,925万2,000円の減少となっております。

内訳は、歳入が前年度に比較して減少しておりますが、歳出は逆に大幅に増加した結果となっております。

歳入に占めます自主財源につきましては、38億4,085万4,000円となっております。前年度比較で2億184万1,000円、構成比につきましては2.3%、それぞれ減少した結果となっております。

自主財源のうち町税収入は26億5,481万6,000円で、歳入全体に占める割合は45.1%となっております。前年度に比較しまして、金額では9,601万9,000円、構成比につきましては0.8%、おのおの減少しております。

また、国・県支出金等の依存財源につきましては、20億4,683万5,000円となります。前年度に比較しまして1億284万円の増加となっております。

歳出の予算現額に対します不用額は、金額にしまして1億3,793万円、率にいたしまして2.4%となっております。

一方、公債費につきましては7億885万1,000円となりました。歳出全体に占めます割合は12.5%となりました。これは、前年度に比較しまして、金額で1,637万7,000円、率にいたしまして2.3%の増加となっております。

歳出全体に占めます公債費の割合が近年急激に増加してきておりまして、財政構造が硬直化してきていると判断をしなければならず、今後もこの傾向は当分続くものと予想されますことから、今後の財政運営について特段の留意が必要であると判断をいたします。

次に、主な指標について申し述べます。

まず、財政力指数でございますが、財政力を判断する指数として用いられております。この指数が高いほど財源に余裕があるとされております。この数値が1を超えますと、普通交付税の不交付団体になってまいります。当町の財政力指数は、第3表のとおりでございますが、平成15年度で見ますと過去3カ年平均で0.847となっております。これは、県内市町村の中では第7位にランクされると聞いておりまして、順位といたしましては良好な内容であると言えます。

次に、経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられております。通常、75%程度におさまるのが妥当と考えられております。この数値が高いほど財政が硬直化していると言えます。近年、この数値が大幅に上昇してきておりまして、今後の財政運営に十分な留意が必要であると判断をいたします。

3番目に公債費比率でございますが、財政構造の健全性を保っていくためには、通常この比率が低いことが望ましいとされております。当町の場合、財政規模が縮小しました中で、各種の建設事業に係る起債の償還開始に伴いまして、償還額が増加したことが公債費比率が上昇した結果となっております。近年、この数値が大幅に増加しておりまして、この傾向は当分の間続くことを念頭に置いて財政の運営に取り組むべきであると判断をいたします。

4番目に地方債の残高についてでございますが、各年度末におきます地方債の残高につきましては、第6表のとおりでございます。15年度中の起債および償還につきましては、一般会計につきましては起債額が7億5,050万円、償還額は5億4,488万6,000円となっております。

特別会計では、起債額3億250万円、償還額2億567万9,000円であります。

年度中の起債の主なものにつきましては、防災まちづくり事業で2億1,000万円、地域活力創出事業、いわゆる道の駅でございますが、これで2,540万円、総合運動公園整備事業で6,880万円等となっております。

また、町税収入の落ち込みに伴いまして、臨時財政対策債3億8,400万円、減税補てん債3,250万円が合わせて発行をされております。

このように、事業に伴う起債と合わせまして、景気の動向によります減収対策のための起債も昨年に引き続きありましたことから発行額も増加し、同時に残高も増加した結果となっております。

次に、歳入についてでございますが、まず町税でございます。平成15年度の町

税は、収入済額で26億5,481万6,000円となりまして、前年度に比較いたしまして9,601万9,000円、率にいたしまして3.5%の減少となりました。

減少の主な原因といたしましては、固定資産税が1億2,101万8,000円、率にいたしまして6.5%と大幅に減少したことによるものであります。

理由といたしましては、建物の評価がえによるもの、償却資産の経年減価等によるものが主なものでございます。

一方、町民税につきましては一部特定企業の法人税割の増加があったことから、結果的に前年度比較で増加しておりますが、全体的に見た場合、個人、法人とも減少傾向にあるのが現状であるといえます。

以上のとおり、15年度の町税収入は前年度に引き続きまして減少した結果となりました。

また、歳入全体に占めます町税収入の割合を見ても年々減少してきている結果となっております。

次に、町税の収入未済額および不納欠損状況についてでございますが、収入未済額ならびに不納欠損額につきましては、第10表、第11表のとおりでございます。収入未済額が前年度に比較して増加をしておりますが、内容といたしましては固定資産税が531万1,000円増加しているのが主なものでございます。

増加の主な原因は、特定先におきまして延滞が発生していることによるものでございまして、直接的な要因は倒産関連によるものが中心でございます。

このほか、業績の関係から分納制度を利用されましたことによって収入未済となったケースもございます。

前年度も同じことを申し上げましたが、固定資産税の場合、倒産先で徴収不能であるにもかかわらず物件が所在するだけで課税対象となっていることも未収額が年々増加していく要因の1つになっているのが現状であると言えます。

収入未済額につきましては、日ごろから担当課を中心に減少に向けて努力されているところでございますが、課税負担の公平ならびに財源確保の観点からも引き続き減少に向けての実行ある対策を講じられるよう要望をいたしておきたいと思っております。

次に、歳出についてでございますが、歳出では予算現額58億2,644万9,000円に対しまして、支出済額は56億7,491万9,000円となりましたが、支出済額の前年度比較では金額で2億252万6,000円、率にいたしまして3.7%と、金額、率とも増加をいたしております。

款別の歳出状況では、総務費が金額、率とも最も多く、次いで農林水産業費、民生費の順となっております。

これを前年度比較で項目別に見ました場合、予備費を除きまして13項目中、7項目で増加、または微増となっており、減少項目は6項目でございます。

項目別には、総務費、消防費、土木費が大幅に増加をしております。農林水産業費、民生費が大きく減少をいたしております。

また、性質別の歳出状況では、義務的経費、投資的経費とも増加しておりますが、中でも扶助費および普通建設事業費が大幅に増加をしております。

また、公債費につきましても、当年度も増加しており、今後も続くものと見込まれます。

物件費等の諸経費につきましても、節減に向けて努力されているあとは十分に見受けられ、数字に反映された結果となっております。今後とも経費節減と効率的な財政運営に一層ご努力いただきますよう期待をいたします。

次に、款別の主な増減項目について申し上げます。

まず、総務費でございますが、決算額は9億1,526万5,000円で、前年度比較1億9,628万8,000円の大幅な増加となります。

主な増加要因は、道の駅整備に係る投資経費が大部分でありまして、内訳といたしましては管理業務の委託料、整備工事費用、備品購入費用、第三セクターの出資金等が主な増加でございます。

総務費の歳出総額に占めます割合は、16.1%でございます。

次に、農林水産業費であります。決算額は8億3,124万7,000円で、前年度比較1億7,339万9,000円の大幅な減少となりまして、この減少の主な要因は、山之上西地区土地改良換地処分の特算金、農林公園施設用地補償費、農林公園施設管理委託料等がおおの減少をしたことによるものでございます。農林水産業費の歳出総額に占めます割合は、14.6%でございます。

3番目に消防費でございますが、決算額は4億5,381万9,000円となりまして、前年度比較で1億2,637万9,000円の増加となりまして、主な増加要因につきましても防災センター建設に係ります初期投資費用が大部分であります。内訳といたしましては、建設工事費用、備品購入費用等が主な増加でございます。

消防費の歳出総額に占めます割合は、8.0%でございました。

次に、基金の残高について申し上げます。

平成15年度末の基金残高につきましては、第15表のとおりでございます。合計

残高は前年度末に比較しまして2億6,374万6,000円減少をいたしております。減少の内訳につきましては、減債基金で9,997万9,000円、地域福祉基金で1億2,000万円、土地開発基金で7,695万円、国民健康保険事業財政調整基金で8,689万円、おのおの減少しているのが主なものであります。

その一方で財政調整基金が9,999万3,000円増加をしております。減少の理由につきましては、減債基金は税収の減少に伴い、地方債償還資金に充当するため、地域福祉基金および土地開発基金につきましては、いずれも一般会計に対して貸し付けを行ったことによります取り崩しであります。

また、国民健康保険事業財政調整基金につきましては、老人保健医療事業への拠出金の増加等医療費増加に対応するため取り崩したものでございます。

一方で財政調整基金が増加しておりますが、一部法人先の法人町民税の増加があったこと等によりまして余裕金を積み立てしたものであります。

いずれの基金につきましても当町の重要な財産として、確実な運用がなされていることを認めました。

次に、特別会計につきましては、もう少し詳しく申し上げたいと思います。

まず、国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算状況でございますが、決算状況の主なものは第16表のとおりでございます。

決算額につきましては、歳入総額で7億6,096万2,000円、歳出総額で7億4,046万3,000円となり、歳入歳出差引額2,049万9,000円を翌年度に繰り越した決算となりました。

内容的には、歳入面で基金の取り崩しによります繰入金収入が8,686万9,000円あります。これが歳入増加額の大半を占める結果となっております。

また、歳出面では、保険給付費ならびに老人保健拠出金が大幅に増加をしております。

一方で15年度の保険料の収入未済額は3,371万4,000円となっております。前年度比較で179万円増加をいたしております。

収入未済額につきましては、減少に向けて日ごろからきめ細かい活動の継続を実施されるよう要望をいたしておきます。

次に、国民健康保険事業特別会計の施設勘定でございますが、医科の決算額につきましては歳入総額9,952万3,000円、歳出総額8,740万1,000円となり、歳入歳出差引額1,212万2,000円を翌年度に繰り越し、昨年度に続き順調な決算内容となりました。

歯科の決算額につきましては、歳入総額で6,376万円、歳出総額で5,628万4,000円となりまして、歳入歳出差引額747万6,000円を翌年度に繰り越した決算内容となっております。

なお、医科、歯科、いずれにつきましても歳入歳出とも前年度比較で減少した結果となっております。

3番目に老人保健医療事業特別会計でございますが、15年度の決算額につきましては第18表のとおりでございます。歳入総額で8億6,302万6,000円、歳出総額で8億7,128万5,000円となりまして、歳入歳出差引額で825万9,000円の赤字となりました。これを翌年度の繰上充用金にて補てんした結果となっております。

歳入歳出額とも前年度より減少した結果となっておりますが、制度改正に伴います受給者の窓口負担額の増加、および受給対象者年齢の引き上げがあったことによりまして、一時的に患者数が減少したものと推測をされますが、長期的には高齢化社会という背景を考えましたとき、老人医療に係ります諸費用は今後、ますます増加することが予想されますが、介護予防拠点施設の活用等による健康管理への啓発に努めていただきながら事業の円滑な遂行に努力されることを期待をいたします。

4番目に学校給食事業特別会計でございますが、決算額は歳入総額6,744万4,000円、歳出総額6,715万8,000円となりまして、歳入歳出差引額は28万6,000円となっております。歳入歳出総額とも前年度と比較して減少となっております。

次に、下水道事業特別会計でございますが、決算状況は第19表のとおりでございます。

決算額は、歳入総額9億2,299万8,000円、歳出総額は8億6,062万2,000円となりまして、歳入歳出差引額6,237万6,000円を翌年度へ繰り越した結果となっております。歳入歳出総額とも前年度比較で減少しておりますが、事業の減少が主な原因であります。

平成15年度末におきます使用料の収入未済額は299万2,000円となっております、前年度末と比較いたしますと69万6,000円の増加となっております。

一方、町債の発行残高は15年度末現在で52億8,909万8,000円となっております、前年度末比較で9,910万8,000円の増加となりました。発行額、残高とも増加いたしておりますが、下水道事業の進展に伴うものであり、やむを得ないも

のと考えます。

なお、16年3月末におきます当町の下水道普及率は農業集落排水事業を含めまして70.5%でありました。滋賀県全体の73.6%に比べまして3.1%低くなっております。

次に、介護保険特別会計でございますが、歳入総額は4億4,165万円、歳出総額は4億1,656万1,000円となりました。歳入歳出差引額2,508万8,000円を翌年度に繰り越した決算となっております。

制度4年目を迎えまして、歳入歳出とも本格的に増加傾向となつてきております。

7番目に教育委員会社会教育主事共同設置特別会計でございますが、歳入総額は380万9,000円、歳出総額は370万円となりまして、歳入歳出差引額10万9,000円を翌年度に繰り越しております。

次に、一時借入金の状況でございますが、平成15年度中の一時借入金につきましては第20表のとおりでございます。当年度の最高残高は6億円となつておりまして、内訳は一般会計で3億円、下水道事業特別会計で3億円となつておりまして、当年度の一時借入限度額16億2,000万円の範囲内で調達をされております。

なお、一時借入のために要しました支払利息は、合計で22万1,094円でありまして、極端な低金利の恩恵を受けました超低利での調達となっております。

次に、土地開発基金の運用状況についてでございますが、平成15年度末の土地開発基金の残高は2億4,812万5,000円となつておりまして、前年度末と比較しまして5万円の増加となっておりますが、増加の内訳につきましては基金の受取利子を積み立てしたものでございます。平成15年度末におきます土地の現在高は3万1496.15平方メートルとなつておりまして、年度中の増減はございませんでした。土地現在高の内訳につきましては、農林公園用地892平方メートル、農林公園施設用地1万9,976平方メートル、診療所用地1,270平方メートル、篠原駅周辺整備用地1,417.15平方メートル、その他7,941平方メートルとなっております。

貸付金は、一般会計に対する貸付金8,500万円でございます。なお、平成15年度末におきます基金に属します現金の現在高は5,802万1,000円となつておりまして、確実に運用されているとを認めました。

最後に総括意見を申し上げます。



以上が平成15年度の一般会計ならびに特別会計の決算概要でございます。

一般会計につきましては、歳入面では町民税が一部特定法人先の増加があったものの、固定資産税が大幅に減少したこともあり、町税全体としましては昨年に引き続いて減少し、歳入全体でも昨年に続いて減少をしております。

また、歳出面では物件費が諸経費の削減努力により減少をしておりますが、各種建設事業に係ります投資的経費、扶助費や公債費等の義務的経費の増加により、歳出全体では増加をしております。

この結果、歳入総額では減少、歳出総額では増加の結果となりました。

このように、今日の社会経済情勢の影響を受け、当町の財政環境も特に歳入面で年々厳しさを増してきておりますが、決算内容につきましては全体的に適切に運営されていると見受けられました。

審査に当たりまして、関係諸帳簿との照合、計数の確認、ならびに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いましたが、その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

また、審査を通じまして各会計とも諸経費の削減に向けて努力されていることは感じることができました。

15年度の財政状況は、前述しましたとおり町税をはじめとします歳入全体が減少傾向になった中で、歳出面では諸経費等の削減は見られたものの、公債費の増加や施設管理費等経常経費の増加が顕著になってきておりまして、この傾向は今後も続くものと見込まれます。

また、各種基金残高についてもこのような財政状況の影響を受け、運営経費に充当するための取り崩しが発生したこともあり、15年度末の残高は前年度末に比較しまして大きく減少をしております。

こうした状況を各種の指標で見ますと、経常収支比率、公債費比率、起債許可制限比率等の主要指標が軒並み大幅に上昇してきており、財政の硬直化を強くあらわしていると言えます。

この指標の傾向は、今後も当分の間続くものと予想されることから、今後の財政運営に大きな影響を及ぼしてくるものと懸念をされます。

したがって、今後の財政運営を考えたとき、税収をはじめとする歳入の減少と経常経費の増加に伴います歳出の増加に柔軟に対応できる財政構造を早急に構築することが必要であると判断します。

このためには、現在取り組んでおられる自律推進計画の策定を中心に幅広い対

策を実施しながら行財政構造の抜本的な改革、立て直しを行うことが必要であると考えます。

次に、今回の審査を通じまして感じた事項について申し上げます。

I T関連、いわゆるコンピューター業務に係ります年間経費についてでございます。当町も庁内LANシステム導入等、コンピューターを活用した業務の取り組みがなされております。平成15年度のI T関連事業経費年間で6,300万円余りの費用が支出されています。

そのうち、パソコン備品等のハード面での費用が930万円余りとなっております。残りの5,300万円余りがリース料、保守料等の運営経費でございます。このようにコンピューターを使用することによって、必要となります年間経費はかなりの高額になってきております。この傾向は業務にコンピューターを活用する限り、今後も続いていくものと予想することはできます。

その一方で、当町全体の業務内容のコンピューターの活用状況を見た場合、まだ従来の手書き元帳等、手作業による管理を行っている業務がかなりの部分で見られます。こういったものも含めて、すべての業務をコンピューター管理に移行していくことが前述しましたI T関連事業経費に対します費用対効果を高める観点からも必要であると考えます。

今日のように社会全体がコンピューターに依存する度合いが高まった状況の中で、地方自治体につきましてもコンピューターを活用しない業務の運営は考えられなくなってきているだけでなく、むしろその重要性が今後ますます増加してくることを否定するものではございません。それであるがゆえに年間経費の支出金額に値するだけの利用価値を逆に高めていくことが必要であると考えます。これが最終的には業務の効率化に結びついていくものであると判断をいたします。

このことを今一度、認識をいただき、当町全体で業務の点検・見直しを行い、より一層業務のコンピューター化に努められ、業務の効率化を図られるよう要望をいたします。

以上、今回の審査を通じまして感じた点について申し述べましたが、滋賀県内におきましても市町村合併が実施されると構造改革がいよいよ全国的に動き出した中で、当町が当町独自の特徴ある施策を実施していきながら一方では歳入歳出面のみならず、内容的にもバランスの取れた財政運営を目指して努力され、最終的には町民、住民の福祉向上に寄与するよう努力されることを期待いたし

まして、総括意見といたします。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** 引き続き、提案理由の説明をお願いいたします。

山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きまして、議第78号から議第89号までの12議案につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

議第78号 日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事を共同設置する地方公共団体の数の減少および規約の変更について、五個荘町および永源寺町が平成17年2月11日、東近江市へ合併により、日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置から五個荘町および永源寺町を脱退させ、日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町および永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置規約の一部を改正することについて協議したいので、地方自治法第252条の7、第3項において準用する同法第252条の2、第3項の規定により、この案を提案するものであります。

次に、議第79号 東近江行政組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき、議決を求めることについて、八日市市、永源寺町、および五個荘町ならびに愛東町および湖東町が合併し、東近江市となることにより、東近江行政組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、共同処理する事務ならびに議員定数および副管理者の人員数を変更することについて協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議第80号 滋賀県町村土地開発公社定款の変更につき、議決を求めることについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、市町村の廃置分合に伴う組織の変更ならびに組織運営体制の強化を図るため、この案を提出するものであります。

設立団体において、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町が合併となることにより、高島市を加えること、また出資団体において栗東市、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町を削り、高島市を加えることとし、東近江市となることにより、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町を削り、また米原市となることにより、山東町、伊吹町、米原町を

削り、米原市を加えることとするものであります。

なお、運営体制の強化については、市が加わり、村がなくなることから、本公社の名称を滋賀県市町土地開発公社に改め、また新たに副理事長職を置くものであります。

次に、議第81号から議第83号は、滋賀県市町村退職手当組合理約の変更であります。議第81号はマキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町が合併となることにより高島市を加えることと、広域連合の解散および脱退等について規約の変更を行うものであります。

また、議第82号につきましては、東近江市となることにより、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が脱退されることによるものであります。

また、議第83号につきましては、山東町、伊吹町、米原町を削り、米原市を加えることとするものであります。

次に、議第84号から議第86号までの滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更および組合を組織する団体の数の減少であります。議第84号につきましては、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町が高島市となることによるものであります。

また、議第85号につきましては、永源寺町、五個荘町、愛東町、及び湖東町が廃置分合により廃止され、滋賀県市町村議会議員公務災害補償組合を脱退することにより、組合を組織する地方公共団体の数の減少および、このことに伴う規約改正の議決をお願いするものであります。

また、議第86号につきましては、伊吹町、山東町および米原町が廃置分合により廃止され、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を脱退することにより、組合を組織する地方公共団体の数の減少および、このことに伴う規約改正の議決をお願いするものであります。

次に、議第87号 八日市衛生プラント組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務等の規約の変更については、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が合併し、東近江市となることにより、八日市衛生プラント組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、共同処理する事務を変更し、八日市衛生プラント組合理約を変更することについて協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

次に、議第88号 中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理

する事務等の規約の変更につきましては、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町および湖東町が合併し、東近江市となることにより、中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少をさせるとともに、共同処理する事務等を変更し、中部清掃組合理約を変更することについて協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

次に、議第89号 布引斎苑組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務等の規約の変更につきましては、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町および湖東町が合併し、東近江市となることにより、布引斎苑組合を組織する地方公共団体の数の減少をさせるとともに、共同処理する事務等を変更し、布引斎苑組合理約を変更することについて協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第2項において準用する地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

以上、議第57号から議第89号までの33議案につきまして順を追って提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

**○議長（村井幸夫）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後3時25分